

## ケアハウス湘南の里「特定施設入居者生活介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(神奈川県指定 第 1472004066 号)

当事業所はご契約書に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

### ～目次～

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及びサービス提供時間
4. 職員配置状況
5. 事業所が提供するサービスと利用料金
6. 緊急時、事故時の対応
7. 協力医療機関・協力歯科医療機関
8. 防災訓練について
9. 秘密の保持
10. 苦情の受付について

#### 1. 事業者

- ① 法人名 社会福祉法人 真幸会
- ② 法人所在地 神奈川県平塚市万田2丁目38番1号
- ③ 電話番号 0463-30-3100
- ④ 代表者氏名 理事長 真壁 幸江
- ⑤ 設立年月日 平成12年5月1日

#### 2. 事業所の概要

- ① 事業所の種類  
特定施設入居者生活介護事業所 平成28年11月1日指定  
神奈川県 第 1472004066 号
- ② 事業所の目的  
利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した

日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- ③ 事業所の名称 ケアハウス湘南の里
- ④ 事業所の所在地 神奈川県平塚市万田2丁目38番1号
- ⑤ 電話番号 0463-30-3100
- ⑥ 事業所長（管理者）氏名 飯田 正孝
- ⑦ 事業所の運営方針
  - 1. 本事業所において提供する特定施設入居者生活介護は、介護保険並びに関係する厚生省令、厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
  - 2. 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びそのご家族のニーズを的確に捉え、個別に特定施設サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
  - 3. 利用者またはそのご家族に対して、サービスの内容及び提供方法についてわかり易く説明する。
  - 4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
  - 5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- ⑧ 開設年月日 平成12年5月1日
- ⑨ 利用定員 38名

### 3. 事業実施地域及びサービス提供時間

- ① 通常の事業の実施地域 (特定) ケアハウス湘南の里内
- ② 営業日及び営業時間 営業日：年中無休 サービス提供時間：24時間対応

### 4. 職員配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護サービスを提供する職員として、各種関係法令を遵守し、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	人数	備考	職種	人数	備考
管理者	1名		介護職員	8名	常勤換算
介護計画作成員	1名		機能訓練指導員	(1名)	看護職と兼務
生活相談員	1名		栄養士	1名	委託
看護職員	2名	常勤換算	医師	2名	委託

※常勤換算：職員の総勤務時間を常勤職員所定勤務時間で除した人数

※機能訓練指導員は看護職員と兼務

※介護職員は入居者の介護度と特定利用者の人数により増となります

※医師は協力医（内科・歯科）、常駐ではありません

<主な職員の勤務体制>

介護職員	早番：6：30-15：30 遅番：13：00-22：00 夜勤：22：00-翌8：30 その他 ※サービス提供状況により勤務時間の変更があります
看護職員	9：00-18：00 9:00-17:30 ※サービス提供状況により勤務時間の変更があります

## 5. 事業所が提供するサービスと利用料金

### 共通サービス

#### <居室>

当事業所の居室は原則個室です。入居後、利用者の状況に応じて次の各項目に該当する場合には、利用していない居室がある場合に限り、居室変更することがあります。

- ①現に利用している居室の設備等が、より適切なサービスを提供する上で著しい支障があるとき
- ②より適切なサービスを提供する上で、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
- ③その他既に利用している居室が、より適切なサービスを提供するため、日常生活上に著しい支障があるとき

居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面を提出いただき、当事業所からその適否を利用者に回答致します。当事業所より利用者の居室を移動させる場合には、その理由を付した書面を交付し、必ず利用者の同意を得ます。居室移動した利用者は原状回復の責任が発生します。またその費用は利用者に負担いただきます。

#### <サービス>

①食事：毎日朝昼晩の3食を準備します。四季折々の行事食も提供します。ご利用者の心身の状況を考慮した食事を提供しますが、自立支援のため離床の上食堂にてお食事いただくことを原則とします。

朝食：7：30-8：30 昼食 12：00-13：00 夕食 18：00-19：00

②入浴：浴場をご利用いただけます。

③行事：季節ごとの行事を開催いたします。

④緊急時対応：体調の急変には直ちに保証人に連絡し、医療機関への手配を行います。

⑤相談・援助：介護が必要になった際には円滑な利用の援助を行います。

⑥信金訪問：月 1 回程度、当事業所に来所します。

<毎月のご負担額>

ケアハウス利用料については、個々の所得に応じて変動します。別紙参照。

下記のような個別サービスについては、実費が発生します。

- ・水道、電気、通信等（使用料に応じて）
- ・リネン類のリース料金
- ・コインランドリー使用料（介護認定を受けた場合は無料）
- ・定められた入浴日以外の入浴施設利用
- ・紙おむつ費用

**要支援以上の介護認定を受けている入居者**

<サービス>

必要に応じて下記サービスを行います。

- ①食事：食堂誘導・食事介助を行います。
- ②入浴：入浴介助または清拭を行います。
- ③排泄：排泄の介助を行います。
- ④掃除・洗濯：お部屋の掃除・洗濯等の生活支援を行います。
- ⑤相談・援助：日常生活上のあらゆる相談に対応します。
- ⑥機能訓練：機能維持・向上のための時間を日常生活の中に適宜とっていきます。

<毎月のご負担額>

- ・ケアハウス利用料については、個々の所得に応じて変動します。別紙参照。
- ・介護保険を利用される際は、凡そ下記の負担額が発生します。

		支援 1	支援 2	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
1 割 負担	1 か月 あたり	6,555 円	11,130 円	19,182 円	21,539 円	24,001 円	26,287 円	28,715 円
2 割 負担	1 か月 あたり	13,110 円	22,260 円	38,364 円	43,078 円	48,002 円	52,574 円	57,430 円
3 割 負担	1 か月 あたり	19,665 円	33,390 円	57,546 円	64,617 円	72,003 円	78,861 円	86,145 円

※上記は 30 日あたりの費用で計算しています。

(令和 6 年 6 月改定)

※上記料金は「地域加算」、「介護職員等処遇改善加算Ⅱ」、「協力医療機関連携加算Ⅰ」が含まれています。

※ケアハウス利用料と同じく、定期的に監督官庁で見直しが行われます。

※2 割負担…本人の合計所得金額が 160 万円以上で、同一世帯の第一号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身 280 万円以上、2 人以上 346 万円以上の方

※3 割負担…本人の合計所得金額が 220 万円以上で、同一世帯の第一号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身 340 万円以上、2 人以上 463 万円以上の方

- ・介護保険外の実費を伴う個別サービスについて  
医療機関への通院に要する費用（交通費・駐車場代等）  
買い物・役所手続きの代行  
費用の発生する行事

6. 緊急時、事故時の対応

事業者は、サービス提供に際して利用者のケガや体調の急変があった場合には医師や家族、市町村等関係機関に連絡し、その他適切な措置を迅速に行います。

事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合には、この限りではありません。

7. 協力医療機関・協力歯科医療機関

医療機関	ホリイマームクリニック平塚
住所・電話	平塚市明石町 10 - 3 第一住建平塚ビル 7 階 Tel0463-79-6515
協力歯科	こんどう 歯科医院
住所・電話	平塚市出縄 205-1                      Tel0463-73-8880

8. 防災訓練について

非常災害その他緊急事態に備え、災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、年 2 回以上定期的に避難訓練を実施します。

9. 秘密の保持

事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、契約中、契約後に関わらず第三者にもらすことはありません。但しあらかじめ利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報提供することができます。

10. 苦情の受付について

利用者相談・苦情窓口

担当：生活相談員    Tel0463-30-3100

受付時間：平日 10：00－17：00

事業所外相談窓口

平塚市介護保険課 相談窓口	所在地	平塚市浅間町 9-1
	電話	0463-21-8790
	受付時間	8:30-17:00 (土日祭日・年末年始除く)
神奈川県国民健康保険 団体連合会	所在地	横浜市西区楠町 27-1
	電話	045-329-3447 0570-022110
	受付時間	8:30-17:15 (土日祭日・年末年始除く)
神奈川県社会福祉 協議会	所在地	横浜市神奈川区沢渡 4-2
	電話	045-311-1428
	受付時間	8:45-17:00 (土日祭日・年末年始除く)
第三者委員	事業所の専任した苦情の受付相談に対応いただく委員	

当事業所の特定施設入居者生活介護をご利用いただくにあたり、利用者に対して契約書並びに本書面に基づいて、重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業所

所在地 平塚市万田 2 丁目 38 番 1 号

事業所 ケアハウス湘南の里 説明者

Ⓜ

契約書並びに本書面により、事業者から特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受け、内容に同意し交付を受けました。

利用者ご本人様

住所

氏名

Ⓜ

保証人様

住所

氏名

Ⓜ

保証人様

住所

氏名

Ⓜ